

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第28号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5以上100分の155以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の121.5以上100分の195以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85以上100分の95.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の108以上100分の121.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の74.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5未満</u>）</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の86以上100分の145以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の111以上100分の185以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78.5以上100分の86未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の101以上100分の111未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の71</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の91</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の71未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の91未満</u>）</p> <p>2 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第14条の5第1項前段の規定により期末手当の支給を受け</p>

(1)～(3) 略

(4) 非常勤職員（給与条例第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

(5)・(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第6条第1項に規定する職員以外の職員

(8) 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

第3条 略

(1) 略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）となつた者
ア～カ 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者
ア～ウ 略

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当に係る在職期間）

第6条 略

2 略

(1)・(2) 略

る職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第14条の6各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 非常勤職員（給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

(5)・(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第5条の2第1項に規定する職員以外の職員

第3条 給与条例第14条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となつた者
ア～カ 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者
ア～ウ 略

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当に係る在職期間）

第6条 給与条例第14条の5第2項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)・(2) 略

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 休職にされていた期間（給与条例第16条の2第1項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。第12条第2項第4号において同じ。）については、その2分の1の期間

(5) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第17条の規定により読み替えられた給与条例第4条第3項に規定する算出率をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(6) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第8条 略

- (1) 休職にされている者（第6条第2項第4号の休職者を除く。）
- (2) 第2条第3号から第5号まで及び第8号のいずれかに該当する者
- (3) 略
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第6条第2項に規定する職員以外の職員

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 休職にされていた期間（給与条例第16条の2第1項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。第12条第2項第3号において同じ。）については、その2分の1の期間

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第8条 給与条例第14条の8第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員（同条第5項において準用する給与条例第14条の6各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者（第6条第2項第3号の休職者を除く。）
- (2) 第2条第3号から第5号までのいずれかに該当する者
- (3) 略
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の2第2項に規定する職員以外の職員

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

<p>(3) <u>自己啓発等休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間</u></p> <p>(11) 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合（公務上の負傷等による場合を除く。）には、前各号の規定にかかわらず、その全期間</p>
--	---

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1の表の改正部分は、平成19年12月25日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成19年12月1日から適用する。